

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）
（産業支援課）

一 趣旨

埼玉県産業技術総合センターに新たに導入した試験研究機器の使用料を定める。

二 内容

次の四点を条例に追加する。

- ・ 全焦点三次元形状測定機 一時間 一、六二〇円
- ・ 電磁式・渦電流式膜厚計 一時間 一三〇円
- ・ 振動試験機 一時間 二、二三〇円
- ・ 蛍光X線微小部分分析計 一時間 二六〇円

三 施行期日

公布の日